

日本学生支援機構大学院第一種奨学生「特に優れた業績による返還免除」候補者の募集について

この制度は、平成16年度以降に大学院において日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受けた学生で、平成23年度中に貸与が終了した（する）者に対し、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合に、その奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度です。今年度の申請に当たっては以下のとおりとなりますので、申請希望者は申請書類を取り揃え、対応する支援室学生支援・大学院教務まで提出願います。

1. 免除申請対象者（①から③のいずれにも該当する者）

- ① 平成16年度以降に日本学生支援機構大学院第一種奨学金の採用となった者で、平成23年度中に貸与が終了（予定を含む。）した者（在学の有無は問わない。）
  - ・貸与期間満了（予定を含む。）者
  - ・自己都合による退学又は貸与辞退（予定を含む。）者
- ② 「大学院における教育研究活動等」及び「専攻に関連した学外における教育研究活動等」の両方に該当する優れた業績を有する者（どちらか一方のみの業績しかない場合には、申請の対象とはなりません。）
- ③ 返還誓約書を提出済の者（退学又は貸与辞退者については、提出予定の者も含む。その者は、返還誓約書を受領後、速やかに作成し提出してください。提出時期によっては免除候補者として推薦された場合であっても、免除の対象とならない場合があります。）

2. 申請書類

- ① 業績優秀者返還免除申請書
- ② 大学院における成績証明書（原本）
- ③ 特に優れた業績を証明する書類（学位論文等そのものの写しは必要ありません。）  
**（A4サイズに統一してコピーしたものを2部添付すること。無い場合には推薦の対象とはなりません。）**  
**「業績を証明する書類」の右上に、業績の種類、大学院における教育研究活動等に関する業績または専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績を記入してください。**  
**（記入例 1号-① と「業績を証明する書類」の右上に記入）**
- ④ 本人の業績について
- ⑤ 返還誓約書（未提出者のみ）

3. 申請書配付

対応支援室学生支援・大学院教務・教務係

4. 提出期限

平成24年 3月 5日（月） 厳守

5. 提出場所

対応支援室学生支援・大学院教務

6. その他

- ① 平成15年度以前から日本育英会奨学金の貸与を受けている者は、この制度には申請が出来ませんので注意してください。その者は、従前どおりの「教育・研究職に一定期間以上在職した場合」に返還免除制度が適用されます。
- ② 提出された「特に優れた業績を証明する書類」は返却できません。必ずコピーを提出してください。また、学位論文そのものの写しを提出する必要はありません。
- ③ 特に優れた業績の種類等については、別表のとおりです。

平成23年12月15日  
筑波大学長

別表(第5項関係)

業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準	筑波大学大学院が定める評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績
1号 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 論文が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 論文が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 論文が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 論文あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 論文を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 論文を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
2号 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究成果」	特定の課題についての研究成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 研究成果が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 研究成果が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 研究成果が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 研究成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 研究成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 研究成果あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 研究成果を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 研究成果を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
3号 「著書、データベースその他の著作物(前2号に掲げるものを除く。)」	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 著作物等が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 著作物等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 著作物等が、国内外の権威ある学会、学術助成団体等から表彰された。 ⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。 ⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成が認められた。 ⑦ データベースが権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。
4号 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 発明、発見、新技術等が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 発明、発見、新技術等が、発明委員会等で特に優秀であると認められた。 ③ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ④ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	⑤ 発明、発見、新技術等が、権威ある学会、学術団体等から表彰された。 ⑥ 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。 ⑦ 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。
5号 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	① 授業科目の成績等が特に優秀であると認められ、修業年限が短縮された。 ② 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	
6号 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	① 実績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で高く評価された。	② 学外の教育研究活動における実績が、社会的に高く評価されている。 ③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で高く評価された。
7号 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 最高レベルの国際的な審査会、コンクール等に出品、出場した。 ⑤ 作品、発表が、高いレベルの審査会、コンクール等で優秀な成績を収めた。
8号 「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 最高レベルの国際的な競技会に出場した。 ⑤ 高いレベルの競技会等で優秀な成績を収めた。
9号 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること	① 実績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。 ② 実績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 実績が、申請者の所属する研究科の教員会議等で特に優秀であると認められた。	④ 実績が、公的団体等から表彰された。 ⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。